厚生労働省
愛知労働局
Press Release

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～墜落防止措置を講じていなかった疑い～

半田労働基準監督署（署長 浦本尚一）は、令和８年 11 月 10 日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁半田支部に書類送検した。

記

１．被疑者
株式会社丸協ほか１名
（所 在 地：愛知県名古屋市中区千代田　事業内容：建築工事業）

２．被疑条文
労働安全衛生法第 31 条第１項（注文者の講ずべき措置）
労働安全衛生規則第 655 条の２第１項（作業構台についての措置）
同法第 119 条第１号（罰条）
同法第 122 条（両罰規定）

３．災害の概要
令和８年６月 30 日、愛知県東海市の２階建て住宅建築工事現場において、一人親方の男性作業員（72 歳）が、高さ約 6.65 メートルの作業構台で断熱材を受け取る作業中、作業床の端から墜落し、外傷性くも膜下出血により死亡する災害が発生した。

４．被疑内容
労働安全衛生法では、注文者はその請負人に係る作業従事者に作業構台を使用させるときは、高さ２メートル以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、手すり等を設けなければならないと規定されているが、被疑者は、上記災害発生時、作業構台の作業床の端に手すり等を設けることにより墜落防止措置を講じていなかった疑いがあるもの。

５．関係法条文
労働安全衛生法
（注文者の講ずべき措置）
第 31 条　特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料（以下

「建設物等」という。)を、当該仕事を行う場所においてその請負人(当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。)に係る作業従事者(労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。)に使用させるときは、当該建設物等について、労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第 119 条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第 14 条、第 20 条から第 25 条まで（略）の規定に違反したとき。

（以下省略）

(両罰規定)

第 122 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人､使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

<u>労働安全衛生規則</u>

（作業構台についての措置）

第 655 条の２　注文者は、法第 31 条第１項の場合において、請負人に係る作業従事者に、作業構台を使用させるときは、当該作業構台について、次の措置を講じなければならない。

(第一号、第二号省略)

三　前二号に定めるもののほか、第二編第十一章(第 575 条の２、第 575 条の３及び第 575 条の６に限る。)に規定する作業構台の基準に適合するものとしなければならない。

(以下省略)

（作業構台についての措置）

第 575 条の６　事業者は、作業構台については、次に定めるところによらなければならない。

(第一号から第三号まで省略)

四　高さ二メートル以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、手すり等及び中桟等（それぞれ丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。

２　前項第四号の規定は、作業の性質上手すり等及び中桟等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中桟等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一　要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

（以下省略）